

愛知県建築局発注工事における余裕期間制度試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県建築局が発注する工事において、請負者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間制度の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 余裕期間

請負者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいう。

(2) 実工期

実際に工事を施工するための期間で、工事の始期から工事の終期まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。

(3) 全体工期

余裕期間と実工期を合わせた期間をいう。

(対象工事)

第3条 愛知県建築局の発注工事で、公営住宅課長又は公共建築課長が選定する工事を対象とする。

(余裕期間制度の方式)

第4条 余裕期間制度の方式は、次の各号に掲げる方式のいずれかとする。

(1) 発注者指定方式

発注者が工事の始期をあらかじめ指定する方式。契約締結日の翌日から、工事の始期の前日までが余裕期間となる。

(2) 任意着手方式

契約締結日の翌日から、発注者が示した工事着手期限までの間で、請負者が工事の始期を選択し、決定する方式。請負者が決定した工事の始期から発注者が指定する実工期日数を加えた期間が実工期となる。契約締結日の翌日から請負者が決定した工事の始期の前日までの間が余裕期間となる。

(余裕期間)

第5条 余裕期間は、実工期の30%を超える、かつ、4ヶ月を超えない範囲で設定

することができる。ただし、現場条件等により、実工期の30%又は4ヶ月を超える余裕期間を設定する必要がある場合は、発注者はその理由を整理のうえ設定することができる。

- 2 請負者は、余裕期間中において、工事の着手（現場への資材の搬入、仮設物の設置等を含む。）をしてはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備、労働者の手配、照査及び関係者との協議等（以下、「準備等」という。）は、この限りでない。
- 3 余裕期間中にを行う前項の「準備等」は、請負者の責任において行うものとする。
- 4 余裕期間中の現場管理は、発注者（施設管理者）が行うこととする。
- 5 請負者は、余裕期間中において、現場代理人、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐（以下、「技術者等」という。）の配置を要しない。

（発注者指定方式における工期の取扱い）

第6条 発注者は、余裕期間、実工期及び全体工期をあらかじめ定め、現場説明書等に明示する。

（任意着手方式における工期の取扱い）

第7条 発注者は、実工期及び工事着手期限をあらかじめ定め、現場説明書等に明示する。

- 2 請負者は、契約締結日の翌日から工事着手期限までの間において、休日（県の休日に関する条例（平成元年愛知県条例第4号）第1条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く任意の日を工事の始期として設定し、契約締結前に工事の始期通知書（様式1）により発注者に通知しなければならない。
- 3 請負者は、前項により工事の始期を設定する際は、工事の終期が休日（発注者があらかじめ設計図書で定めた休日を含む。）にならないように設定しなければならない。

（契約関係の取扱い）

第8条 余裕期間制度を適用する工事（以下、「余裕期間制度対象工事」という。）における発注者と請負者の契約関係の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書に記載する工期は、実工期を記載する。
- (2) 請負者は、愛知県公共工事請負契約約款に規定する技術者等の通知について、約款の規定に関わらず、工事の始期から5日以内に、「現場代理人等通知書」により発注者に通知するものとする。
- (3) 請負者は、コリンズ（CORINS）の登録について、標準仕様書等の規定に関わらず、工事の始期から起算して10日（休日を除く。）以内に行うものとし、技術

者等の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。

- (4) 契約保証の期間は、契約締結日から工事の終期までとする。
- (5) 前払金の支払いの請求は契約締結後から可能とする。
- (6) 請負者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は、工事の始期後速やかに掛金収納書を発注者に提出するものとする。

(経費の負担)

第9条 余裕期間制度を適用することにより増加する費用は、請負者の負担とする。

(現場説明書等)

第10条 余裕期間制度対象工事の現場説明書等には、次の事項を明記する。

- (1) 余裕期間制度対象工事であること及びその方式
- (2) 発注者指定方式においては、全体工期、実工期及び余裕期間
- (3) 任意着手方式においては、実工期及び工事着手期限

(工事名)

第11条 余裕期間制度対象工事は、工事名の末尾に、「(余裕期間)」を明示する。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項またはこの要領の規定によりがたい事項については、発注者が必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式1

工事の始期通知書

年　月　日

愛知県知事殿

請負者 住 所

(所在地)

氏 名

〔
名 称 及 び
代表者氏名
〕

下記のとおり工事の始期を定めたので通知します。

記

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
工 事 の 始 期 ※ 1	年 月 日
工 事 の 終 期 ※ 2	年 月 日

※1 工事の始期については、工事着手期限までの任意の日付（休日を除く）を記載する。

※2 工事の終期については、工事の始期から実工期日数を加えた日付（休日を除く）を記載する。

実工期日数に過不足が生じないように設定すること。

(別記1) 現場説明書等における記載例

【発注者指定方式の場合】

○余裕期間制度

(1) 本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働力及び建設資機材を計画的に確保することができる余裕期間を設定した工事であり、愛知県建築局発注工事における余裕期間制度試行要領に基づき実施するものとする。

(2) 余裕期間制度の方式は、「発注者指定方式」とする。

(3) 工期の設定については、以下のとおりとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和■■年■■月■■日まで

実工期：令和●●年●●月●●日から令和■■年■■月■■日まで

余裕期間：契約締結日の翌日から令和▲▲年▲▲月▲▲日まで

(4) 余裕期間中は、現場代理人、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行つてはならない。なお、余裕期間中に行う準備は請負者の責により行うものとする。

【任意着手方式の場合】

○余裕期間制度

(1) 本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働力及び建設資機材を計画的に確保することができる余裕期間を設定した工事であり、愛知県建築局発注工事における余裕期間制度試行要領に基づき実施するものとする。

(2) 余裕期間制度の方式は、「任意着手方式」とする。

(3) 工期の設定については、以下のとおりとする。

実工期：工事の始期から●●●日間

(但し、令和▲▲年▲▲月▲▲日（工事着手期限）までに工事に着手すること)

※契約締結後において、工事の始期を変更する必要が生じた場合は、発注者と協議の上、工事の始期を変更することができるものとする。

(4) 余裕期間中は、現場代理人、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行つてはならない。なお、余裕期間内に行う準備は請負者の責により行うものとする。

（別記2）事後審査方式一般競争入札公告文における記載例

【発注者指定方式の場合】

（4）工期

全体工期：契約締結日の翌日から令和■■年■■月■■日まで

実工期：令和●●年●●月●●日から令和■■年■■月■■日まで

余裕期間：契約締結日の翌日から令和▲▲年▲▲月▲▲日まで

本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働力及び建設資機材を計画的に確保することができる余裕期間制度対象工事（発注者指定方式）です。

【任意着手方式の場合】

（4）工期

実工期：工事の始期から●●●日間

（但し、令和▲▲年▲▲月▲▲日（工事着手期限）までに工事に着手すること）

本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働力及び建設資機材を計画的に確保することができる余裕期間制度対象工事（任意着手方式）です。

なお、落札候補者は、事後審査に係る書類の提出期限までに、「工事の始期通知書」により、工事の始期を通知してください。

(別記3) 指名競争入札の指名通知書記載例

【発注者指定方式の場合】

工期または履行期限

全体工期：契約締結日の翌日から令和■■年■■月■■日まで

実工期：令和●●年●●月●●日から令和■■年■■月■■日まで

余裕期間：契約締結日の翌日から令和▲▲年▲▲月▲▲日まで

本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働力及び建設資機材を計画的に確保することができる余裕期間制度対象工事（発注者指定方式）です。

【任意着手方式の場合】

工期または履行期限

実工期：工事の始期から●●●日間

（但し、令和▲▲年▲▲月▲▲日（工事着手期限）までに工事に着手すること）

本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働力及び建設資機材を計画的に確保することができる余裕期間制度対象工事（任意着手方式）です。

なお、落札者は、落札決定後速やかに、「工事の始期通知書」により、工事の始期を通知してください。